

2017（平成 29）年 2 月 15 日

博士学位申請論文審査報告書

論文の要旨

論文審査結果の要旨及び最終試験報告書

本報告は辻真美氏の博士学位申請論文『ホームヘルプ業務遂行の要としてのサービス提供責任者』に関する、松山大学学位規則第 14 条にもとづく審査及び最終試験結果報告書である。

審査委員

主査 教授 牧園清子



副査 教授 小松 洋



副査 教授 水上英徳



副査 元松山大学教授

春日キスヨ



別紙資料

1. 論文審査結果の要旨
2. 論文内容の要旨

博士論文審査結果（要旨）

1. 審査の経緯

2016年9月9日に社会学研究科に提出された博士学位申請論文、辻真美『ホームヘルプ業務遂行の要としてのサービス提供責任者』に関する審査の経緯は以下の通りである。

2016年2月27日、博士論文本審査開始のための中間報告会が行われた。その報告内容について、主査牧園清子、副査小松洋教授および水上英徳教授の3名で議論した結果、辻氏の報告が2016年度中に博士論文提出が可能な水準にあると判断した。2016年2月28日に開催された2015年度第7回社会学研究科委員会で、辻氏に既発表論文が4編あり、また全国規模の学会での学会報告が1回行われていることが確認された。あわせて、主査・牧園より、中間報告会の内容から、来年度中に博士論文を完成させることが可能な水準にまで達しているとの報告がなされ、前出の主査・副査3名による博士論文の審査を開始することが認められた。2016年3月17日に開催された2015年度第8回社会学研究科委員会で、学位論文を専門的かつ客観的な観点から評価するために、学外審査委員を加えることが提案され、了承された。

2016年4月21日に開催された2016年度第1回社会学研究科委員会において、学外審査委員に春日キスヨ元松山大学教授を選任した。2016年9月9日に提出された博士学位申請論文について、2016年10月3日に主査副査4名による第1回審査委員会が開催された。提出論文の包括的な検討と評価にもとづき、同論文が博士学位論文としての要件を基本的に備えているものと判断し、審査に入ることとした。審査の結果、博士論文としての精度をあげるために、第2章、第3章の大幅な書き直しと第1章の主題に沿った修正の必要性が指摘された。2016年11月14日に第2回審査委員会を開催し、各章の間のつながりおよび論文全体の流れを作ること、執筆の形式などの技術的な問題など、多岐にわたり詳細な修正意見が出された。2016年12月12日に開催された第3回審査委員会で、修正を加えて再提出された学位申請論文を審査した。さらに結論部分の加筆修正が必要であることなどが指摘され、著者本人に伝えられた。

2017年1月20日、再修正された論文が提出され、それにもとづき同年2月3日に、最終試験を公開にて行った。最終試験終了後、第4回審査委員会を開催し、辻氏の博士論文の可否について議論がなされた。

2. 審査の内容

審査委員会は4回の審査委員会を通じて、提出論文の構成、内容、研究方法、新たに示された知見について社会学研究科「博士論文審査基準」にもとづき詳細に審査し、以下の結論を得た。

辻氏の博士論文は、在宅ケアの中心的なサービスであるホームヘルプのサービス提供責任者に焦点を当て、インタビュー調査、同行訪問調査およびタイムスタディ調査という多様な方法を用いてサービス提供責任者の労働実態を明らかにしようとしたものである。全体の構成は、以下の6章から成っている。

序章 研究の目的と意義

第一章	ホームヘルプ制度の変遷とサービス提供責任者の誕生の必然性
第二章	サービス提供責任者の〈本来業務〉とは何か～インタビュー調査からの分析～
第三章	訪問業務を不可欠にするサービス提供責任労働の社会的性格
第四章	サービス提供責任者の労働実態～タイムスタディ調査からの分析～
終章	本研究の意義とサービス提供責任者の労働の課題

序章では、まず、サービス提供責任者研究の意義と目的、先行研究の整理、研究方法についての説明が行われている。第1章では、ホームヘルプ制度の歴史の変遷を、第1期ヘルプサービス整備期、第2期主任ヘルパーがゴールドプランを支えた時期、第3期介護保険下のヘルプサービスをサービス提供責任者が支えている時期と捉え、介護保険の創設に伴いサービス提供責任者が誕生する必然性を明らかにしている。そして、介護保険下のヘルプ労働は短時間化、マニュアル化、量的拡大が進み、ヘルプ労働を管理するサービス提供責任者の仕事がますます重要となることが指摘されている。第2章においては、サービス提供責任者の〈本来業務〉とは何かを検討されている。先行研究では、狭義には、計画作成のみを「本来業務」とするものやヘルパー管理だけを「本来業務」という場合がある。しかし、本論文では、これに疑問をもち、サービス提供責任者の業務が、①訪問業務なしに処理が可能な業務、②訪問業務で得た知見が背景にあって処理が可能な業務、③訪問業務を必ず必要とする業務の3つに分けられ、検討されている。計画作成のように一見訪問業務なしに可能な業務であっても実は訪問業務なしには不可能であることが、インタビュー調査を通して明らかにされる。したがって、計画作成業務や管理業務だけでなく訪問業務を含むすべての業務がサービス提供責任者の〈本来業務〉であると結論づけられている。第3章では、サービス提供責任者が職務遂行上かかわりをもつ利用者、ケアマネジャー、ヘルパー等のさまざまな人びととの関係を取り上げ、インタビューや事例を中心に、それぞれの関係における地位の上下や主導権の反転など、関係の多元性を指摘する。その前提として、ヘルプ労働が利用者の居住空間で行われるという特質をもち、サービス提供責任者は訪問業務を通していわば〈実践の知〉を獲得しており、その〈実践の知〉はサービス提供責任者が人びとと取り持つ関係に大きな影響を与え、職務全体を支えていることが明らかにされている。そして、訪問業務なしにサービス提供責任者の業務を遂行することは困難であることがここでも指摘されている。さらに第4章では、タイムスタディによりサービス提供責任者の労働実態が明らかにされている。サービス提供責任者の労働が長時間労働や同時行為によって成り立つ苛酷なものであること、およびサービス提供責任者の働き方には多様性があり、「訪問中心型」、「包括型」、「管理調整型」の3類型があることが指摘されている。とくに、訪問業務を行わない「管理調整型」のサービス提供責任者の場合は、部下のサービス提供責任者が訪問業務を行い、利用者の状況把握を行い、その情報を丹念に収集することでサービス提供責任者の労働が成り立っていることが明らかにされている。最後に終章では、本研究およびサービス提供責任労働に関する課題が示されている。

審査委員会は本論文の課題の適格性、研究方法および論文構成の適切性、学術的な独創性について以下のような評価を与えた。

まず、評価できる点として4点挙げられる。

第1に、研究課題が学術的意義をもつという点である。ホームヘルプ研究の中でもホームヘルパーに関する研究は比較的多いが、サービス提供責任者という職種に着目した研究は多くはない。本論文はこれまできちんと調査・分析されることのなかったサービス提供責任者の労働をテーマとしており、サービス提供責任労働という新たなケア労働論の領域を切り開いた意義は大きい。

第2に、サービス提供責任者の労働を、制度史、語り、労働時間などから多面的にアプローチし、全体像を捉えた点である。調査としては、インタビュー調査、同行訪問調査、タイムスタディ調査の3つの方法が用いられている。これらの多様な調査方法を用い、サービス提供責任者の労働にアプローチし、労働の実態をトータルで示している点は、博士の学位に十分値する研究であると評価する。

第3に、本論文全体が、サービス提供責任者の業務における訪問業務の重要性を一貫して主張している点である。サービス提供責任者の業務は、書類作成等の事務作業に止まらない訪問業務を含めたすべての業務が〈本来業務〉であり、在宅という相手主導の場で行われるヘルプ業務の統括責任者として訪問業務で得た固有の知を背景に行われていることを、インタビュー等を通してうまく浮かびあがらせている。

加えて、第4点として、本論文は、「社会人院生」である筆者の明確な問題意識によって導かれた研究成果である点である。本論文はホームヘルプ労働の経験者ならではの着眼点を持ち、通常の研究者では見えないホームヘルプ労働への一歩踏み込んだ観察が特色となっている。筆者でしか展開できない、書き記すことができない知見を提示した論文であることも評価に値するものとみなした。

ただし、その上で、現時点においても課題が残っていないわけではない。それは次のような点である。

第1に、理論的な面では、基本概念の整理が十分とは言えない点である。分析の枠組みとなる〈本来業務〉についても、その精確な内容にはまだ検討の余地があると考えられ、論旨に明確さを欠く部分がある。

第2に、調査資料の分析水準である。本論文にはきわめて面白いインタビューデータが取り上げられている。しかし、それぞれにつけられている表題が日常用語に止まるなど、分析の水準が浅い部分が見られ、データの持つ意味を十分に示しえていない結果となっている。それぞれのデータをさらに読み込み、分析を深めることが必要である。

第3に、本論文のテーマは、今後の福祉政策における重要な課題であり、実践的・理論的意義を有する研究であるにも関わらず、十分には意識され記述されていない部分がある点である。筆者自身にその意義がより明確となっていれば、本論文はさらに充実した論述を展開しえたであろう。

3. 審査の結果

改めて審査の結果を報告する。辻真美『ホームヘルプ業務遂行の要としてのサービス提供責任者』は、介護保険制度のもとに創設されたサービス提供責任者という職種に焦点をあて、インタビュー調査やタイムスタディ調査をもとに、サービス提供責任者が訪問業務に入ることの重要性を示すとともに、サービス提供責任者が利用者・ヘルパー・ケアマネジャーなど多方面の人びとと多様な関係をもちながら職務を遂行するホームヘルプ供給の

野を開拓した点で、本論文はこの研究領域において学術的貢献度は大きいと考えられ、その点を高く評価する。

以上、本論文の課題と結論に即して審査した結果、審査委員全員の合意によって、本論文が博士課程を修了し、博士の学位を授与するにふさわしいものであるとの結論に達し、最終試験における「合格」を確認した。

主査 牧園清子 

副査 小松 洋 

副査 水上英徳 

副査 春日キヌヨ 